

令和8年3月10日

鉱業権者（鉱業代理人）各位

中部近畿産業保安監督部近畿支部鉱山保安課長

鉱山における車両転落等による災害発生防止について（注意喚起）

平素は、鉱山保安行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月21日、石灰石鉱山の露天掘採場において、丁場で鉱石を運搬していたダンプトラックが、高さが約10m下のベンチにある鉱石の仮置場へ投石するため、法肩端部へバックで進入していたところ、丁場から車両ごと転落し、運転手が死亡する災害が発生しました（別紙1参照）。

現在、当該丁場における崩壊や車両の転落を防止するための措置が適切に実施されていたかどうかの調査を行っています。

また、昨年10月22日には、けい石鉱山の露天掘採場において、保安管理者が、端縁処理作業近くのベンチ端縁から約100m下まで転落し、死亡する災害が発生したところです（別紙2参照）。

貴鉱山においては、露天掘採場における丁場の崩壊防止措置並びに車両及び鉱山労働者の転落防止措置として必要な安全対策が適切かつ確実に実施されているかについて、あらためて御確認いただき、鉱山における車両転落等による災害発生の防止に万全を期していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙1)

災害等情報 (速報)

鉱種：石灰石	鉱山 (附属施設) の所在地：滋賀県					
災害等の種類：坑外 運搬装置のため (自 動車のため)	発生日時： 令和8年1月21日 (金) 10時40分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
			1			1
罹災者 (年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数)： 68歳、ダンプトラック運転手、請負、勤続年数：31年、担当職経験年数：31年						
罹災程度： 死亡 (死因：大動脈離断)						
<p>当日、罹災者は、発破後の鉱石をダンプトラックに積み込み、発破採掘が行われている露天掘採場285mLの切羽内鉱山道路を通り、275mLベンチの仮鉱石置場へ、285mLから投石する作業を行っていた。</p> <p>8時30分頃から、罹災者は始業点検等を実施し、10時頃から横持ち運搬作業を開始した。</p> <p>10時40分頃、罹災者は、ダンプトラックから投石するため、285mLの法肩端部へバックで進入していたところ、仮置きした鉱石で作られていた丁場からダンプトラックごと275mLベンチへ転落した。</p> <p>罹災後、現場に到着した救急隊員により、現場で心肺蘇生を行っていたが、病院に救急搬送後、当日12時15分に死亡が確認された。</p>						
【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部近畿支部 鉱山保安課：宮本、小西 電話番号：06-6966-6062						



写真1. 罹災現場の状況 (285mLより撮影)



写真2. 罹災現場の状況 (275mLより撮影)

(別紙2)

災害等情報 (速報)

鉱種：けい石	鉱山 (附属施設) の所在地：東京都				
災害等の種類：坑外 その他 (転落)	発生日時： 令和7年10月22日 (水) 15時50分頃	罹災者数	死 1	重	軽 計 1
罹災者 (年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数)： 47歳、工場長 (保安全管理者)、直轄、勤続年数：28年6ヶ月、担当職経験年数：7年4ヶ月					
罹災程度： 死亡 (死因：多発性外傷)					
<p>令和7年10月22日 (水) 15時00分頃、罹災者は、採掘場 (540mL) で稼働していた移動式ベルトコンベアの警告ランプが点灯していることに気づき、担当者に連絡して、その対処にあたっていた。</p> <p>15時45分頃、採掘担当の職長A (以下「A」という。) は無線で採掘担当の主任B (以下「B」という。) へ、採掘場 (530mL) の端縁処理作業 (注) を行うので作業箇所下部への立入禁止措置と警戒に当たる様指示した。Bは採掘場下部の埋立場 (352mL) の立入禁止措置箇所付近で警戒業務についた。</p> <p>その後、Aはパワーショベルを使い端縁処理作業を開始した。</p> <p>端縁の最前面には残存岩塊や土盛が設けられており、作業開始後Aは罹災者が端縁ぎわの上立っているのを見た。また、Bも罹災者がパワーショベルから東に約20m離れた端縁に立ち、端縁処理作業の様子を眺めているのを見た。</p> <p>15時50分頃、警戒作業に当たりながら端縁処理作業を見ていたBが、視野の右端 (端縁処理作業をしていた箇所のすぐ東側) のベンチ (530mL) から人が残壁沿いに滑落し、約100m下がった430mLの小段まで転落するのを目撃した。BはすぐにAへ「人が転落した」旨を無線連絡した。連絡を受けたAは、すぐに罹災者が居た場所をパワーショベルのキャビンから確認したが、罹災者の姿は確認できなかった。</p> <p>Aは近くに停めてあった車両に乗り込み、人が落ちていると思われる場所へ入っていける小段を探しに行った。</p> <p>一方、BからAへの「人が転落した」という無線を事務所で聞いていた職員から事故の知らせを聞いた保安統括者は、状況を確認するため、すぐに採掘場 (530mL) へと向かった。</p> <p>16時00分頃、Bは無線でプラントにいた鉱山労働者に対し消防へ通報するよう要請した。保安統括者を含む5名の鉱山職員で捜索し、16時20分頃、転落箇所から約100m下の、残壁11段目 (430mL) の小段に罹災者が倒れているのを発見した。</p> <p>16時22分頃、消防及び警察が事務所に到着し、16時40分頃、救急隊員により罹災者の搬出活動を開始した。</p>					

17時20分頃、罹災者の捜索から戻ってきた保安統括者が関東東北産業保安監督部へ災害発生第一報を入れた。

18時40分頃、救急隊員が罹災者を救急車に収容し、病院への搬送を開始した。

20時59分、病院にて罹災者の死亡が確認された。

(注) 採掘現場での端部や縁を整える処理のこと

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉦山保安課：松村、橋本、森山

電話番号：048-600-0436

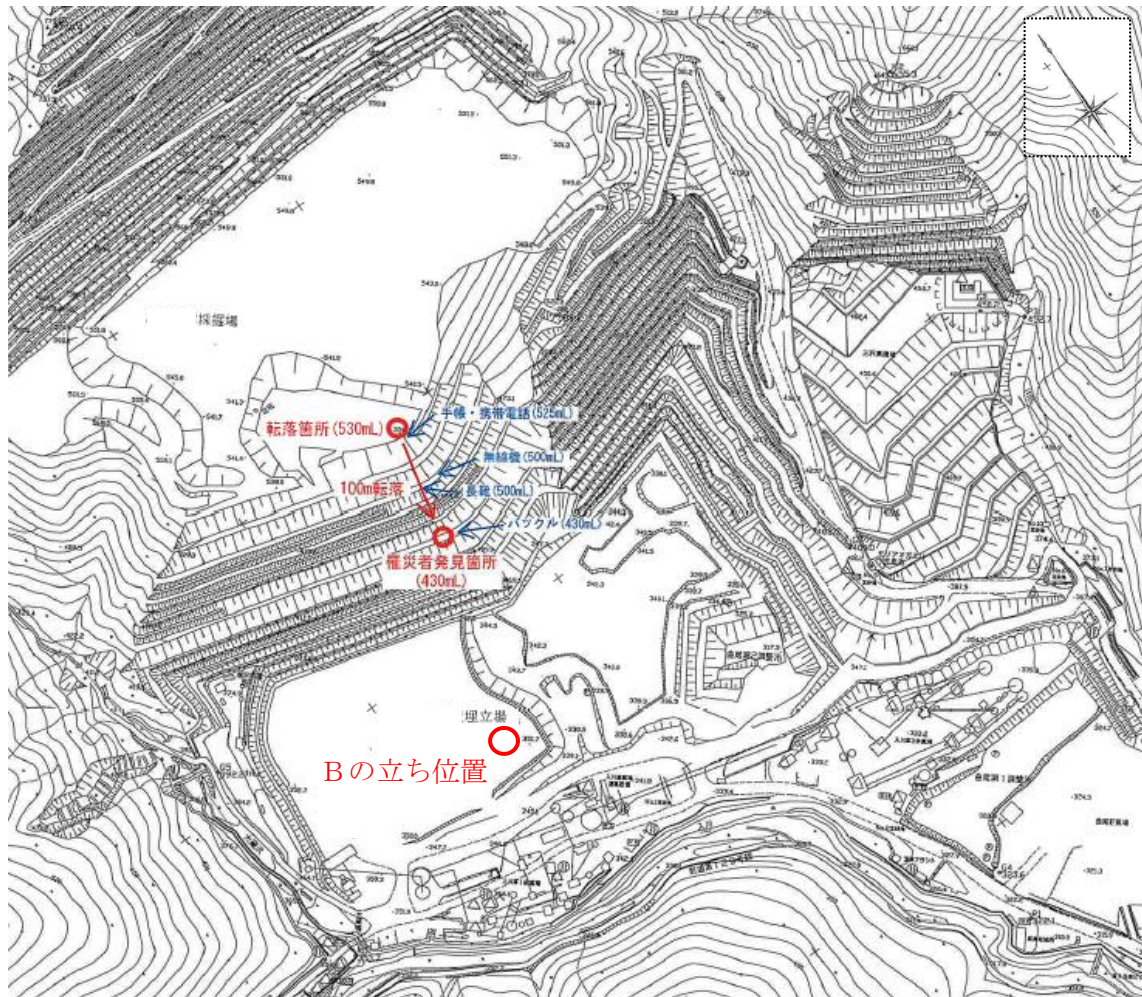


図1. 鉦山全景（上図）と転落推定箇所・発見箇所の拡大図（下図）

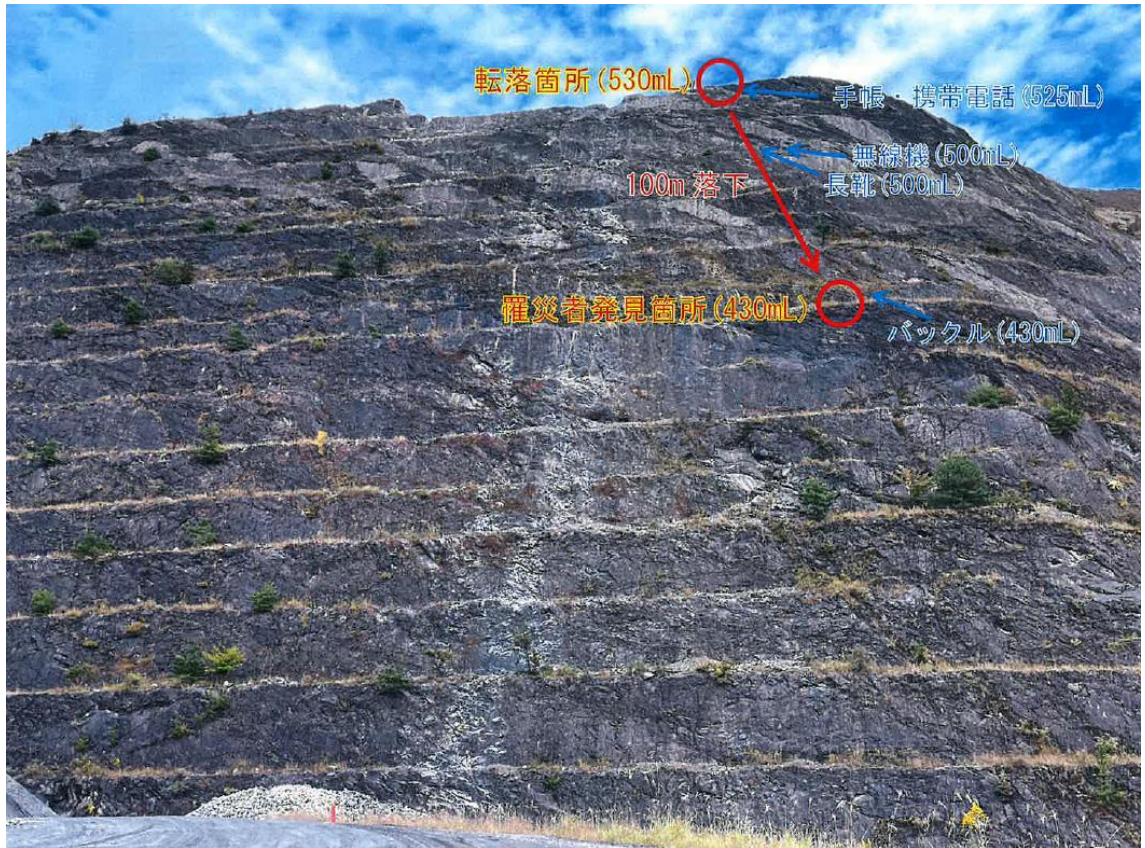


写真1. 罹災者転落推定箇所及び発見箇所 (352mLより撮影)

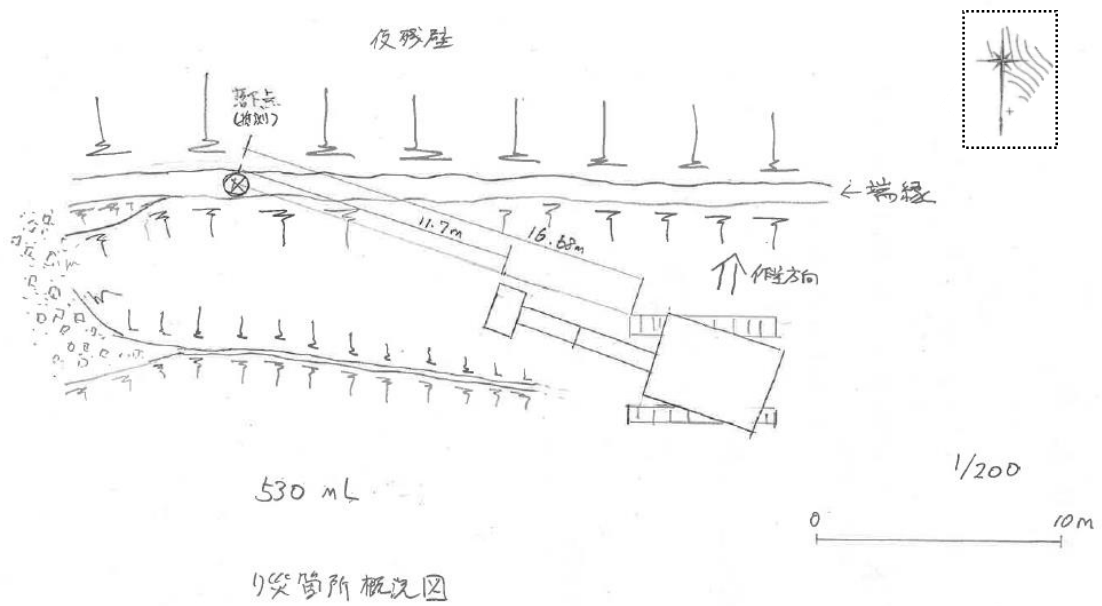


図2. 罹災者転落推定箇所 (530mL) とパワーショベルの距離の測量結果



写真2. 罹災者転落推定箇所（530mL）とパワーショベルの位置関係

※写真中の赤丸印は、警察が現場検証をした結果推定した転落箇所

※転落時、パワーショベルのアームは端縁側の方向を向いていた